

令和8年7月22日

宗像市議会

議長 岡本 陽子 様

総務常任委員会

委員長 新留 久味子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第37号議案 宗像市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

引用する条文を整理する。なお、条例に定める内容に変更はない。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第38号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

個人番号カードを利用した証明書等の発行の促進を目的として、当該証明書等の交付手数料の額を引き下げるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 個人番号カードを利用し、コンビニエンスストアなどに設置されたマルチコピー機等で発行する際の証明書等の交付手数料について、現行の250円もしくは400円から一律10円に引き下げる。また、対象期間は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする。
- 2 コンビニ交付率を70%まで向上させることを目標として実施する。交付手数料を10円と設定したことについては、マルチコピー機に入金できる最低額面が10円硬貨であることや、福岡市、古賀市、北九州市などの近隣自治体が同様の手数料引下げを実施していることを考慮したものである。手数料引下げによる収入減額は、約1,000万円を見込んでいる

が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する予定である。

【意見】

(賛成意見)

- ・国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用すること、また、個人番号カードのさらなる活用を目指した取組であることを高く評価する。その一方で、様々な事情により市の窓口を訪れる市民に寄り添う市役所であることも期待する。
- ・手数料を引き下げ、コンビニ交付を促進することについては一定の理解ができるが、市民への周知は議会の議決後に行うべきと考える。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 39 号議案 財産の取得について

宗像市民体育館に設置する空調設備機器類を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
宗像市民体育館に設置する空調設備機器類
- 2 取得価格
8,206万円（うち消費税及び地方消費税相当額746万円）
- 3 契約の相手方
宗像市原町2097番地4
南郷電気株式会社宗像営業所
所長 高木 良太
- 4 履行期間
議決した旨を通知した日の翌日から令和8年8月21日まで
- 5 契約の方法
指名競争入札（入札参加者3者）
- 6 その他
工事に際し、令和8年5月上旬から9月末まで、宗像市民体育館を休館としている。利用者には休館中の代替施設として、勤労者体育センター、B&G海洋センター、学校開放施設などを案内している。財源については、緊急防災・減災事業債を全額充当する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 40 号議案 財産の取得について

宗像市立学校学習者用端末を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
宗像市立学校学習者用端末 2,954 台
- 2 取得価格
1 億 4,755 万 5,254 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 1,341 万 4,114 円)
- 3 契約の相手方
福岡市中央区大名二丁目 9 番 27 号赤坂センタービル
株式会社内田洋行 九州支店
支店長 坂口 秀雄
- 4 履行期間
議決した旨を通知した日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで
- 5 契約の方法
随意契約
- 6 随意契約の理由
本市は、福岡県 G I G A スクール推進協議会が実施する「学習者用タブレット端末の共同調達」に参加しており、同協議会が公募型プロポーザルにより受託候補者を選定していることから、随意契約とする。
- 7 その他
学習者用端末については、令和 7 年度から 3 年間をかけて整備を行っており、今年度は 2 年目にあたり、小学校 4 年生から 6 年生までの端末を更新する。旧端末については、全て廃棄を予定しており、廃棄については、国が推奨するデータ消去方法を採用した事業者がデータ消去した上で物理破壊を行う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。